# 令和3年度以降の宮城県心のケア取組方針【概要版】

## 策定の趣旨及び取組の方向性

### ●策定の趣旨

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日に閣議決定)に示された、心のケア等の被災者支援の内容を踏まえ、震災後の本県の心のケアなどの取組を通して明らかになった現状と課題から、令和3年度以降の地域精神保健福祉活動を推進するための方針として策定するもの。

### 目指す姿

震災後に地域で取り組んだ精神保健福祉の様々な経験・活動を生かし

「地域住民や心のケアに携わる関係機関が、ともに取り組む地域精神保健福祉活動を構築する」

#### ●目指す姿の実現に向けた3つの取組の方向性

圏域の実情に応じた、地域や年齢による切れ目 のない地域精神保健福祉活動の推進

震災後に顕在化した地域の課題を関係機関で共有し、<u>ともに考え、ともに支えあっていく仕組みをつくる。</u>

- 一元的に相談を受ける窓口などの直接支援サービスの充実 とその周知
- 住民に身近な支援者を対象に、健康課題やメンタルヘルスに 関する健康教育や普及啓発を実施
- 相談から適切な支援に繋げるための連携体制整備

### 地域住民のセルフケアカの増進

メンタルヘルスに関する知識や対処の仕方について普及啓発 を進めるとともに、住民と一緒に支え合える地域づくりを目指す。

- 住民自ら問題が生じたときの適切な対処が行えるよう、メンタルヘルスに関する普及啓発を実施
- 身近なところで早期に相談できるように、地域で見守る支援体制を整備

# 地域精神保健福祉を担う人材を育成し,支援力を向上

支援者の見極める力等の事例支援の力量を高め、<u>複雑化・多</u> 様化する地域の健康課題に対応できる担い手を育成する。

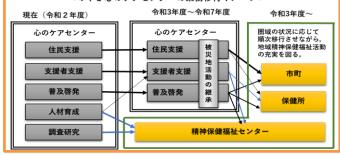
- ・ 事例検討等による複雑・困難な問題への対応力向上
- 保健所・精神保健福祉センターの体制強化
- ・専門職確保に向けた財政支援・人的支援の検討

# 県の取組(推進体制の整備)

# 今後の地域精神保健福祉活動を見据えた 心のケアセンター業務の継続

- ●令和7年度の心のケアセンター活動終了を目標に、その後の市町を主体とした地域精神保健福祉活動の展開を見据えた業務の移行を保健所、精神保健福祉センター等と連携して順次進める。
- ●継続が必要な業務の見直しを行うとともに、地域の状況に合わせた支援を市町、保健所、精神保健福祉センター等と連携・協働して実施する。

<みやぎ心のケアセンターの業務移行イメージ>



# 保健所・精神保健福祉センターの体制強化

多様な地域の健康課題への対応と, 市町支援を強化するための体制整備を図る。

### 保健所

二次機関としての相談対応,困難ケースへの支援,事例検討、地域アセスメント等を通して,市町支援の強化を図る。



- ◆ 沿岸保健所への保健師の適正配置
- ◆ 精神保健福祉士の採用,配置
- ◆ トレーナー保健師配置

### 精神保健福祉センター

三次機関として市町や保健所への支援の強化を図るためのアウトリーチによる支援者支援の充実と体制構築を図る。



◆ アウトリーチ型支援内容の充実と、医師、保健師、精神保健福祉士、心理職等による専 従チームの配置等の強化

### 市町における人材確保・育成支援

一次機関として、住民からの相談対応にあたるとともに、地域の 健康課題に応じた精神保健福祉活動を展開していくための体制 強化が必要であり、県として支援を行う。

### 育成支援

<保健所,精神保健福祉センターからの支援の強化> 同行訪問や事例検討、スーパーバイズ等を通じた支援技術の 向上や事業企画等の充実について支援を行う。

<人材育成体制への支援>

トレーナー保健師の導入支援等の人材育成支援を行う。

### 人材確保

### <財政支援>

被災市町において心のケアに取り組む人材の確保及び育成 を行う場合に財政的支援を検討する。

### <人的支援>

保健師等の専門職種について、独自に確保が難しい市町に対して、県による人材の確保と育成について検討する。